

## 福島県内水面区画漁業権漁場計画(素案)

### 1 漁業法第62条第2項の規定により掲げる事項

公示予定番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別
内区第1号	本宮市岩根字池前186	大池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第2号	郡山市富久山町久保田字北谷68	善宝池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第3号	郡山市山崎	五百淵池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第4号	郡山市深沢293	酒蓋池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第5号	郡山市大槻町字美女池	美女池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第6号	郡山市大槻町字隠居免44	鎌倉池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第7号	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第8号	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第9号	郡山市安積町荒井字萬海	万海池	第二種区画漁業権	こい・うぐい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第10号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第11号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第12号	郡山市三穂田町川田字高野	高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第13号	郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第14号	郡山市三穂田町川田字上板橋	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第15号	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢2	北沢ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第18号	郡山市逢瀬町河内字山田120	山田池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第19号	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸102	堂尻ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第20号	郡山市逢瀬町多田野字堀口233	本沢池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第21号	須賀川市舘ヶ岡字上ノ池25-1	上の池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第22号	須賀川市西川字笹平48	笹平池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第23号	須賀川市越久字真米22	真米池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第24号	須賀川市袋田字は清水44	北の内池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第25号	須賀川市仁井田字上ノ池	七つ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第26号	西白河郡矢吹町松房41	松房池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第27号	西白河郡矢吹町大久保46	牡丹池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第28号	西白河郡西郷村大字真船字赤坂5-2	赤坂ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権

### 2 漁業法第86条の規定による条件

以下の条件を付すこととする。

- 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならない。
- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。